

## 西区区政会議の運営状況の公表

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という）に係る西区区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項及び、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（平成 25 年大阪市規則第 146 号）。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に基づき、次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 30 日

大阪市西区長 岸本 孝之

### 規則第 5 条第 1 項第 1 号関係

#### （1）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
足立 敦子	九条北地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
阿部 信行	堀江地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
石川 忠夫	九条東地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
井出 光一	靱地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
犬伏 猛人	江戸堀地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
大森 幸子	九条東地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
唐木 南智子	日吉地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
貴堂 佳奈	千代崎地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
近藤 禎人	本田地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
柴橋 伸恵	公募	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
島田 妙子	江戸堀地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
高瀬 万里子	九条南地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
田深 欣寛	（一財）西六福祉会館推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
玉井 慶子	公募	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
塚原 成典	千代崎地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
塚本 哲三	高台地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
土山 美重子	（一財）西六福祉会館推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
中治 貴代志	日吉地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
中島 恵子	広教地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
仁熊 良一	九条南地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
西村 恭司	広教地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
檜谷 祐里	公募	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
藤波 美津子	西船場地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
松栄 克子	本田地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
松本 良子	堀江地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
水内 俊雄	学識経験者その他区長が適当と認める者	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
水野 恵子	公募	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
百 昇之	九条北地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
森 雅美	靱地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
森口 勉	明治地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
山下 和永	高台地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
山本 博行	西船場地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
吉田 登志子	明治地域活動協議会推薦	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

規則第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

平成 29 年度第 2 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成 29 年 11 月 10 日 (金) 午後 7 時～午後 9 時 3 分	西区役所 4 階 AB 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西区将来ビジョン策定並びに平成 30 年度運営方針・予算策定に向けて</li> <li>・平成 29 年度西区運営方針の修正について (市政改革プラン 2.0 区政編策定に係る追記)</li> </ul>	条例第 5 条第 1 項

平成 29 年度第 3 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成 30 年 1 月 19 日 (金) 午後 7 時～午後 9 時 8 分	西区役所 4 階 402 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西区将来ビジョン素案について</li> <li>・平成 30 年度西区運営方針素案・予算について</li> </ul>	条例第 5 条第 1 項

## 平成 30 年度第 1 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成 30 年 7 月 9 日 (月) 午後 7 時～午後 9 時 3 分	西区役所 4 階 402 会議室	・平成 29 年度西区運営方針の実績・ 評価について  ・マンションコミュニティの活性化支 援について	条例第 5 条第 1 項

## 規則第 5 条第 1 項第 4 号関係

### (3) 条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容

#### 平成 29 年度第 2 回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>マンションの多くがオートロックであり、管理人さんもおられないなど、情報が得られない。</p> <p>管理人さんがいる場合でも 1 年で代わられたり、役員でも任期が切れて代わられた段階でつながりが切れてしまう。</p> <p>こうしたマンションが増えてくると、町会加入の取組み自体ができない。</p>	<p>マンションの形態にもいろいろあり、対応策も異なってくると思われる。</p> <p>ワンルームマンションや管理人が常駐していないマンションなどについては、コミュニティの必要性を伝えるため、他都市の事例なども参考にするとともに、役員が交代されても地域活動の取組みが継続するように、様々なニーズに沿った取り組み事例や、活躍されている人物紹介などをホームページなどを通じて発信している。</p> <p>(平成 30 年度実施)</p>	条例第 9 条第 1 項
<p>マンションにおいてコミュニティづくりにつながる取組みなど他の事例についての情報提供や、コミュニティを作るときの手順、マニュアルなどの作成をお願いしたい。</p>	<p>西区ホームページにマンションコミュニティ専用のページを立上げ、参考事例や事業の紹介、マンション関連情報のリンク集など情報を発信している。</p> <p>今後も毎月月初めには内容を更新し、掲載内容を充実させていく。</p> <p>(平成 30 年度実施)</p>	条例第 9 条第 1 項

#### 平成 29 年度第 3 回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>コミュニティの形成促進について、マンションコミュニティの形成を図っていく上において、行政が直接関わっていくことが必要。</p>	<p>多くの人につながりづくりの大切さと、地域活動への興味を持ってもらい地域活動に参加してもらえよう、地域の皆さんの取組み</p>	条例第 9 条第 1 項

<p>行政が関わっていると見えることが重要だ と思う。</p>	<p>と歩調を合わせ、引き続き地域団体が実施さ れているイベント等においてコミュニティへ の参加・参画を促す取組みや、自治会や町内 会などへの参加や加入を検討いただけるよう な広報をしている。  (平成29年度実施)</p>	
<p>町会活動について、町会に加入されていない 人からすると、地域の方が担ってくれている 様々なボランティア活動について、中には行政 がやっていると認識されている人がいるので はないか？</p>	<p>地域活動の大切さを広く区民にお伝えする 際に、防災や防犯の取組み、夏祭りやフェステ ィバル、高齢の方や障がいのある方への見守り 活動など、重要な活動を地域で担っていただ いていることを広報している。  (平成29年度実施)</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>「にっしー広場」について、マンション住民 を対象とするのも良いが、公園などに来られる 子育て層を対象としてはいかがか？</p>	<p>集会施設等を有するマンションにおいて、 引き続き親子が集う「にっしー広場」を開催 するとともに、施設を有していないマンショ ンの親子も参加できる「にっしー広場（公園 版）」をこども子育てプラザと連携して開催 する。  (平成31年度運営方針（素案）に反映)</p>	<p>条例第9条第1項</p>

平成30年度第1回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>まずはマンション内でのコミュニティづく りが重要。  マンション内での顔見知りを作るためには お花見や祭りなどが手始めに必要なのではな いか。  既設マンションに対してはキーパーソンと して一緒に取り組んでいただける方とともに 地道に取り組む必要がある。  高齢者の方が単身でお住まいのマンション は地域活動に新たに参加していただくのがな かなか難しい。  祭りなどのイベント、防災、子育てをきっか けとして取組みを進めることが大事ではない か。</p>	<p>ご意見の通り「イベント」、「防災」、「子 育て」など同一の目的を持った人たちが集う取 り組みの中では、自然と声掛けが始まり顔見知 りが増えていきやすいと考える。  コミュニティの重要性については区役所か らも丁寧に説明し、ひとりでも多くの区民の 方々に共感を得よう取組みを進めている。  (平成30年度実施)</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>地域では、人と人のつながりづくりの一つとして、また、通学路における見守りの一環として子ども達にあいさつをすることもありますが、今は知らない方からあいさつされることが怖いというお子さんや親御さんもあり、なかなか難しい。</p>	<p>区としても、例えば地域の皆さんに行っている通学路の見守りなどについて広報していくなど、区民の皆さんに「人と人のつながりづくり」への理解を深めていただけるような取組みを進める。</p> <p>(平成31年度運営方針(素案)に反映)</p>	<p>条例第9条第1項</p>

規則第5条第1項第5号関係

(4) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし

規則第5条第1項第6号関係

(5) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし